



# リモートサポートサービス利用規約

- 1 本契約者および利用者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届出させていただきます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、タネットに届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、タネットからの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項による届出があったときは、タネットは、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 第 4 章 料金

### 第 15 条 (料金)

タネットが提供する本サービスの料金は、別紙 3 (料金表) に定めるところによります。

### 第 16 条 (利用料金の支払義務)

- 1 本契約者は、別紙 3 (料金表) に定める月額利用料金 (以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。) の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1 ヶ月分の利用料等の支払を要します。
- 3 タネットは、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

### 第 17 条 (割増金)

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

### 第 18 条 (延滞利息)

本契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

### 第 19 条 (端数処理)

タネットは、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第 20 条 (料金等の支払)

- 1 本契約者は、料金について、タネットが定める期日までに、タネットが指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 第 16 条 (利用料金の支払義務) により別紙 3 (料金表) に定める料金の支払を要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とします。

## 第 5 章 禁止行為

### 第 21 条 (著作権等)

- 1 本サービスにおいてタネットおよびアイテムが本契約者および利用者に提供する一切の物品 (本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。) に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、タネットおよびアイテムもしくは本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用をタネットおよびアイテムに対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 本契約者および利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
  - I 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - II 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
  - III 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

## 第 6 章 利用中止等

### 第 22 条 (利用中止)

- 1 タネットは、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
  - I タネットの電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上または工上やむを得ないとき。
  - II 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
  - III タネットが設置する電気通信設備またはリモートソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - IV その他タネットが本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 タネットは、前項の規約により本サービスの利用を中止するときは、タネットが指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 23 条 (利用停止)

- 1 タネットは、本契約者および利用者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内でタネットが定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - I 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - II 本契約者がタネットと契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - III タネットまたはアイテムの名譽もしくは信用を毀損したとき。
  - IV 第 21 条 (著作権等) の規約に違反したとき。
  - V 本契約者および利用者が過度に頻繁にお問合せを実施または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸しタネットまたはアイテムの業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼす恐れがある行為をしたとタネットが判断したとき。
  - VI 本規約に反する行為であって、本サービスまたは他のサービス等に関するタネットまたはアイテムの業務の遂行またはタネットの電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - VII タネットまたはアイテムに損害を与えたとき。
- 2 タネットは、前項の規約により本サービスの利用停止をするときは、タネットからあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 24 条 (本サービス提供の終了)

- 1 タネットは、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規約により、タネットが本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、タネットが指定するホーム

# リモートサポートサービス利用規約

ページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第 25 条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所にタネット所定の方法により通知していただきます。

## 第 26 条（タネットが行う契約解除）

タネットは、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

I 第 23 条（利用停止）の規約により本サービスの利用を停止された本契約者および利用者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、タネットは、第 23 条（利用停止）第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実がタネットの業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

II 第 24 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。

III 本契約者または利用者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。

- (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

## 第 7 章 損害賠償

### 第 27 条（免責事項）

- 1 タネットまたはアイテムは、利用者からのお問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 タネットまたはアイテムは、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。お問合せの内容によっては、お問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接お問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 タネットまたはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスについて保証するものではありません。
- 5 タネットまたはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスの実施に伴い生じる利用者へ支払義務が発生する通信料金等の債務、並びに利用者の被害について、一切の責任を負いません。
- 6 利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決し、タネットまたはアイテムにいかなる責任も負担させないものとします。

7 タネットまたはアイテムは、第 22 条（利用中止）、第 23 条（利用停止）、第 24 条（本サービス提供の終了）の規約により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者および利用者の被害について、一切責任を負いません。

8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規約外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、タネットまたはアイテムは一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

9 タネットは、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、タネットは、あらかじめそのことを本契約者に通知します。

10 タネットまたはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、リモートサポートの実施に伴い生じる利用者および本契約者の被害について、タネットの故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。

## 第 8 章 個人情報の取扱

### 第 28 条（個人情報の取扱）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、タネットがその本契約者および利用者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、タネットが、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 タネットおよびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、タネットおよびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づきとり扱うものとします。
- 4 タネットおよびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービスを向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

## 第 9 章 雑則

### 第 29 条（利用に係る本契約者および利用者の義務）

- 1 利用者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、利用者が次の条件を満たしている場合であっても、利用者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
  - I 利用者自身による本サービスの利用の要請であること。
  - II リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末等が使用可能な状態となっていること。
  - III リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末に予めリモートソフトがインストールされていること。
  - IV リモートサポートの提供を受ける場合、利用者はタネットが発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
  - V リモートサポートの提供を受ける場合、利用者のセキュリティソフト等がオペレータと、リモートソフトがインストールされた本サービスの提供を受ける利用者の携帯端末の間の通信を遮断しないこと。
  - VI 利用者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 2 前項の規定の他、利用者は次のことを守っていただきます。

## リモートサポートサービス利用規約

- I タネットおよびアイテム、または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
  - II 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
  - III 本サービスによりアクセス可能なタネットまたは第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - IV 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - V 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - VI タネットおよびアイテムの設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - VII 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
  - VIII 本サービス及びその他タネットおよびアイテムの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
  - IX 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、タネットおよびアイテムもしくは第三者の信用を毀損する行為、またはタネットおよびアイテムもしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - X 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
  - XI その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。
- 3 本契約者および利用者は、前項の規定に違反してタネットおよびアイテムの設備等をき損したときには、タネットが指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### 第 30 条（設備等の準備）

本契約者および利用者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な携帯端末、通信機器等、その他の設備を保持し管理するものとします。

### 第 31 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第 32 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

### 第 33 条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、タネットおよびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

### 附則（実施期日）

- 1 本規約は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。

# リモートサポートサービス利用規約

## 【別紙1（提供時間）】

専用受付番号にて 9:00～21:00(年中無休)の間、本サービスを提供します。

テクニカル&リモート：0120-967-749

コンタクトセンター：0120-967-759

## 【別紙2（サービス内容）】

### 1. テクニカル&リモートサービス内容

対象：Android 4.4以降の搭載端末

サービス内容		
技術問合せ	端末の取扱い/操作に関する 問合せ対応	Gmailなどのメール設定支援
		APN設定支援
		各種アプリケーションのインストール支援
		Wi-Fi接続支援
		端末基本操作支援
		SIMセットアップ支援
セキュリティ 問合せ (注1)	スマートフォンセキュリティに関する 問合せ対応	インストール支援
		基本機能操作支援
		①ウイルス検査
		②Webセキュリティ
		③紛失・盗難対策
保証に関する 問合せ (注2)	保証の内容に関する問合せ対応	保証内容
		保証期間
		免責
	保証の手配に関する問合せ	保証手配の受付
		保証の手配

(注1)：セキュリティサービスのご契約がある場合

(注2)：延長保証サービスのご契約がある場合

### 2. コンタクトセンターサービス内容

サービス内容	
一般問合せ	MVNOのサービス内容に関する問合せ対応
	端末の仕様に関する問合せ対応
	サービス提供エリアに関する問合せ対応
	海外での使用可否に関する問合せ対応
	ナンバーポータビリティ(MNP)に関する問合せ対応
	通信量規制に関する問合せ対応

## 【別紙3（料金表）】

品目	月額料金
リモートサポート	400円(税込)

## 【別紙4（リモートソフトが取得する情報）】

タネットは、本契約者の承諾を得て、タネットが本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に定めるリモートソフトがインストールされた本契約者の携帯端末、通信機器等の情報を取得します。なお、本契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。タネットは、本契約者から取得した以下の情報については、本規約第29条（個人情報の取扱）に従って取り扱います。

1. オペレーションシステムの種類、バージョン
2. クライアント証明書ID
3. マシン名
4. MACアドレス
5. ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
6. ハードディスクドライブの空き容量
7. デフォルトブラウザの種類、バージョン
8. デフォルトメールソフトの種類、バージョン
9. CPU種類、動作周波数
10. メモリ容量
11. ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワードなど